

中 部 しん きん カード 保 証 付 だい しん マイホーム 借 換 ローン (80) ・ (120)

大 垣 西 濃 信 用 金 庫
(令和3年 10 月 1 日現在)

1. 商品名	中部しんきんカード保証付だいしんマイホーム借換ローン(80)・(120) (変動金利型・固定金利選択型)
2. ご利用いただける方	公的住宅金融機関及び金融機関の住宅融資を利用している個人で次の条件をすべて満たす方。 ・満20歳以上満65歳未満で最終返済時の年齢満70歳未満の方。 ・現勤務先に2年以上勤務している給与所得者の方。 会社役員・自営業者(専従者を含む)の方は、取扱いできません。 ・前年度税込年収が300万円以上の方。 ・すべての住宅融資の返済実績が5年以上の方。 ・借換対象となる住宅融資を含め、当金庫が融資するすべての借入について過去1年間の約定返済に遅延がない方。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・個人情報情報(KSC,CIC,JIC)に事故登録がない方。 ・(株)中部しんきんカードの保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたいただかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	自己居住用のために取得した住宅融資の残債務借換資金(土地のみ、リフォーム、マンションは除く)及びその付帯費用。
4. ご融資金額	100万円以上3,000万円以内(10万円単位)で次の条件がすべて満たされる範囲内。 ①本ローン含むすべての住宅ローンの借入金額が5,000万円以内で、かつ前年度税込年収の5倍以内とする。 ②(80)の場合 当金庫で定める担保評価額の80%に相当する金額以内であること。 ③(120)の場合 ・当金庫で定める担保評価額の120%に相当する金額以内であること。 ・担保評価額の80%に相当する金額に1,000万円を加えた金額の範囲内であること。 ・借換対象となる住宅融資の当初融資金額以内かつ借換対象物件当初購入(請負)価格の80%以内であること。
5. ご利用期間	借換対象住宅融資の残存期間内でかつ30年以内。
6. ご融資利率	住宅ローンプライムレート(変動・固定金利選択型) ・変動金利型 当初のご融資利率については、当金庫の住宅ローンプライムレートとし毎年3月1日および9月1日に決定した利率を、おのの4月1日・10月1日から適用します。 また、ご融資後の利率については、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。 4月1日基準の融資利率は7月返済分から10月1日基準の融資利率は翌年1月返済分から適用されます。 ・固定金利選択型 *ご融資利率 市場での金利スワップ手法を活用し、毎月下旬に決定する利率を、翌月の第1営業日から適

	用します。 ＊金利のご選択 お借入期間中にご要望に応じて「固定金利」「変動金利」を何度でもご自由に選択いただけます。ただし、「固定金利」から「変動金利」への変更は固定金利選択期間終了時に限ります。また、変動金利から固定金利への変更は約定返済日ごとに可能です。 ＊選択期間 固定金利の選択期間は3年・5年・10年のいずれかの期間をお選びいただけます。																																								
7. ご返済方法	毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元本はご融資金額の50%までとします。 ・変動金利型 利率の変動があった場合は、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。返済額の見直しは5年ごとに行いますが新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、最終回返済日の3か月前の返済日までにお申し出いただければ期限の延長もできます。 ・固定金利選択型 固定金利を選択される場合および変動金利に切替えられる場合には、新融資利率、残存元本、残存期間に基づき新返済額を見直しさせていただきます。																																								
8. 保証人・担保	㈱中部しんきんカードの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。なお、当金庫に対して不動産を担保として差入れていただくことになります。火災保険の期間はローンの返済期間と同一とし、保険金額は建物の時価とさせていただきます。																																								
9. 保証料等	・事務手数料 55,000 円(税込) ・保証料 ご融資金額により保証料は異なります。 保証料例(ご融資金額100万円の場合) <table><tr><th colspan="4">(80)の場合</th><th colspan="4">(120)の場合</th></tr><tr><th>期間</th><th>保証料</th><th>期間</th><th>保証料</th><th>期間</th><th>保証料</th><th>期間</th><th>保証料</th></tr><tr><td>5年</td><td>4,579 円</td><td>20年</td><td>14,834 円</td><td>5年</td><td>6,869 円</td><td>20年</td><td>22,251 円</td></tr><tr><td>10年</td><td>8,545 円</td><td>25年</td><td>17,258 円</td><td>10年</td><td>12,818 円</td><td>25年</td><td>25,887 円</td></tr><tr><td>15年</td><td>11,983 円</td><td>30年</td><td>19,137 円</td><td>15年</td><td>17,975 円</td><td>30年</td><td>28,706 円</td></tr></table> ・条件変更手数料 【変動金利・固定金利共通】 一部繰上げ返済(金額条件なし) 手数料 3,300 円 全額繰上げ返済 1,000 千円未満 5,500 円 1,000 千円以上 10,000 千円未満 33,300 円 10,000 千円以上 55,000 円 (平成 31 年 4 月 1 日以降の実行分から適用) 固定金利選択型の場合 固定金利選択の都度 5,500 円(税込)	(80)の場合				(120)の場合				期間	保証料	期間	保証料	期間	保証料	期間	保証料	5年	4,579 円	20年	14,834 円	5年	6,869 円	20年	22,251 円	10年	8,545 円	25年	17,258 円	10年	12,818 円	25年	25,887 円	15年	11,983 円	30年	19,137 円	15年	17,975 円	30年	28,706 円
(80)の場合				(120)の場合																																					
期間	保証料	期間	保証料	期間	保証料	期間	保証料																																		
5年	4,579 円	20年	14,834 円	5年	6,869 円	20年	22,251 円																																		
10年	8,545 円	25年	17,258 円	10年	12,818 円	25年	25,887 円																																		
15年	11,983 円	30年	19,137 円	15年	17,975 円	30年	28,706 円																																		
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。																																								

	大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール: customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他	お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。